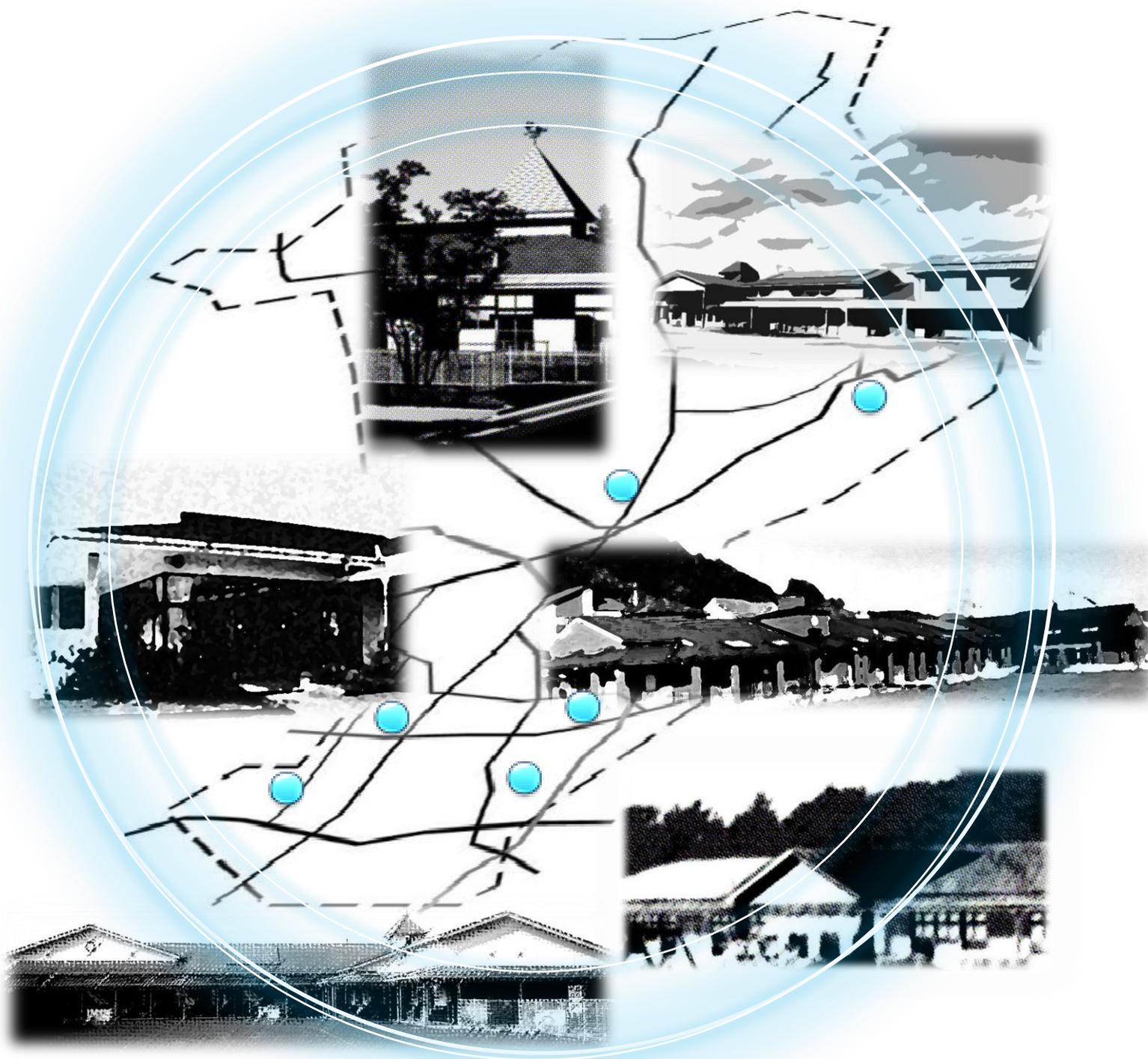


第2次佐野市保育所整備運営計画



平成 30(2018)年 3月

佐 野 市

はじめに

国では、急速に進む少子高齢化を国難と認識し、生産性革命と人づくり革命を車の両輪として、取り組んでいくこととしています。

このうち、人づくり革命については、人生百年時代を見据えた経済社会のあり方を大胆に構想し、我が国の経済社会システムの大改革に挑戦するとし、幼児教育の無償化及び待機児童の解消をその先駆けと位置付けています。

一方、本市においては、第2次佐野市総合計画が策定され、平成30年度より「定住促進」をテーマとし、まちづくりを進めていくところです。子育て世帯の定住化に向けた取組としましては、「安心して子育てのできるまちづくり」を掲げ、保育環境の整備を図り、子育て世帯に安心した子育て環境の提供を図ることを目指しています。

このような状況を踏まえ、本計画では、公立保育所のあり方を位置付け、老朽化した公立保育所の整備を民間活力の活用により推進し、佐野市の保育施設を佐野市子ども・子育て支援事業計画と整合性を図りつつ、バランスよく配置するため策定したものでございます。

今後は、この計画に盛り込まれた取組を、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら推進してまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心なご協議と貴重なご意見をいただきました佐野市保育所整備運営計画策定委員会の委員をはじめ、関係団体並びに関係者の皆様に、心よりお礼申し上げます。

平成30（2018）年3月



佐野市長 **岡部正英**

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1)	計画策定の趣旨	
2)	計画の位置付け	
3)	計画の期間	
第2章	佐野市の保育環境の状況	2
1)	幼児人口の減少及び保育需要の増加	
2)	計画の現状（佐野市の施策との関係）	
第3章	公立保育所と私立保育所の役割	4
1)	公立保育所の役割	
2)	私立保育所の役割	
3)	佐野市の保育施設の現状	
第4章	市内保育環境のあるべき姿	6
1)	公立保育所の「基幹的保育所」	
2)	暫定的存続を図る公立保育所	
3)	公立保育所から「民間移管」する保育所	
4)	私立の保育施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業所）	
第5章	民営化の推進に向けて	8
1)	公立保育所の民営化への基本方針	
2)	民営化による市の財政効果	
第6章	施設整備の具体的計画	9
1)	保育の量の確保方策	
2)	整備の方向性	
3)	保育所整備計画	
4)	計画の進行管理	

第1章 計画の策定にあたって

1) 計画策定の趣旨

平成27(2015)年度、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図るため、子ども・子育て支援新制度が開始されました。

本市ではその推進のため、地域の子育て家庭の状況や子育て支援へのニーズを把握し、ニーズにあわせたサービスを計画的に推進するため、平成25(2013)年11月に就学前児童または小学生がいる家庭2,500世帯に子育て支援に関するニーズ調査を実施し、新制度の開始から5年間を計画期間(平成27(2015)年度から平成31(2019)年度)とする「佐野市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「事業計画」という。)を策定したところです。

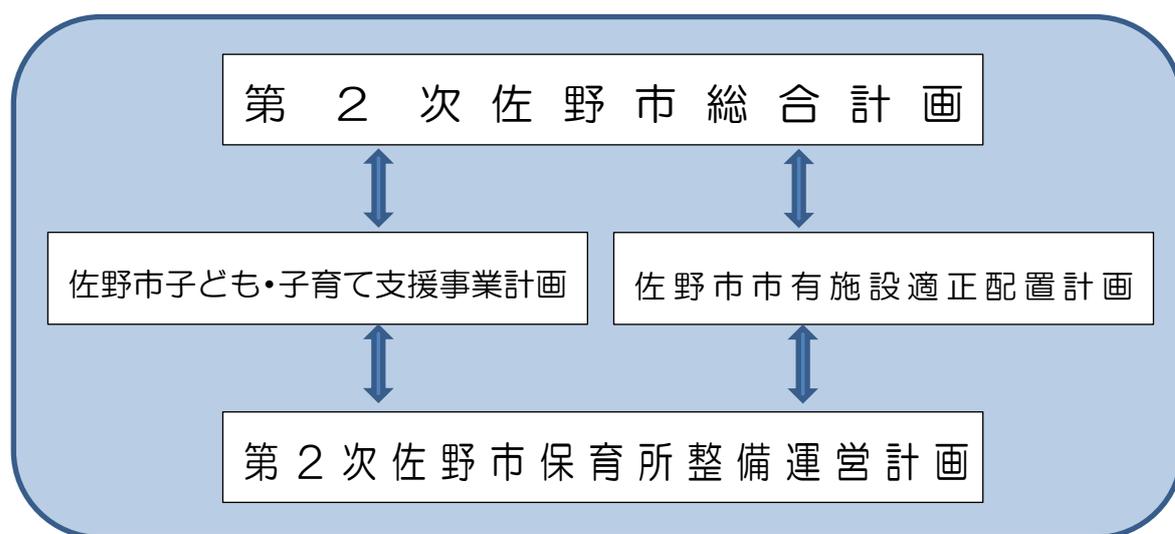
現在、この計画に基づいて、本市の保育の量について目標が設定され、計画の推進が図られています。

一方、平成23(2011)年3月に策定された「佐野市保育所整備運営計画」の公立保育所の整備につきましては、さまざまな社会的要因から整備が遅れている状況にあり、施設の老朽化がさらに進んでいることから、その整備の推進が望まれているところです。

このようなことから、公立保育所の整備について、事業計画と整合性を図り、本市の保育環境の整備推進を図るため、「佐野市保育所整備運営計画」を改定し、新たに本計画を策定するものです。

2) 計画の位置付け

本計画は、「第2次佐野市総合計画」を踏まえ、事業計画及び佐野市市有施設適正配置計画と整合性を図り、「公立保育所のあり方を位置付け、整備の方向性を明確にする」ための計画として位置付けます。



3) 計画の期間

平成30(2018)年度から平成35(2023)年度の6年間とします。

第2章 佐野市の保育環境の状況

1) 幼児人口の減少及び保育需要の増加

人口は減少し、幼児人口も減少している一方で、女性の社会進出などの影響により保育の需要は増加してきており、低年齢児の保育施設が不足している状況にあります。そのような中で、待機児童対策は、国においても最優先課題となっています。本市においてもその早急な解決が求められており、事業計画に記載されている教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策に基づき、保育施設の整備が図られているところです。

市内には公立保育所が15園、私立保育所が4園、認定こども園が6園、幼稚園が7園あり、新制度の開始当時、認定こども園の4園は、すべて新制度に移行し、幼稚園の1園が認定こども園に移行しました。平成29(2017)年度には1園が認定こども園に移行し、平成30(2018)年度には、さらに2園が認定こども園に移行します。

小規模保育事業所については、平成27(2015)年度に4園が開設され、平成29(2017)年度に5園が新設となり、現在9園が運営されています。平成30(2018)年度には、さらに3園が開設されます。

○就学前児童数の推移

単位：人

年齢	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
0歳	885	865	835	852
1歳	899	898	878	838
2歳	939	900	882	868
3歳	988	937	907	872
4歳	1,005	981	943	904
5歳	911	998	972	952
合計	5,627	5,579	5,417	5,286

※住民基本台帳より(各4月1日現在)

○年齢別月初在園児数*1の推移(延べ人数)

単位：人

年齢	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
0歳	1,296	1,508	1,588
1歳	2,896	3,285	3,328
2歳	3,644	3,779	3,883
3歳	4,291	4,531	4,486
4歳	4,793	4,674	4,800
5歳	4,409	5,207	4,771
合計	21,329	22,984	22,856

月初在園児数*1…月初めに在園している園児数の延べ人数であり、1年間入園していると12人の計算となる。

2) 計画の現状

【佐野市の施策との関係】

○ 保育の量の観点

平成27（2015）年度より開始された子ども・子育て支援新制度は、保育・教育や子育て支援の選択肢を増やし、待機児童の解消に向け教育・保育の量を確保し、職員の処遇改善により保育の質の向上を目指すものです。

平成27（2015）年12月には、本市の人口問題に対応していくため、人口減少克服戦略となる「佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、施策を適切な規模で実行していくことで、本市の人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を実現することとなっており、その具体的施策として、「安心して子育てができる環境づくり」が掲げられています。

第2次佐野市総合計画においても、「安心して子育てのできるまちづくり」が政策として掲げられ、必要な保育サービスが受けられる、多様な保育サービスを提供できる環境が確保されることを目指すこととなっています。

このような状況下、本市でも必要な保育の量が提供され、市内の公立及び私立保育施設により保育の量が確保されることが求められています。

○ 保育施設の適正管理

平成30（2018）年3月に策定された「佐野市市有施設適正配置計画」において、施設保有総量（総延床面積）の25%縮減や計画的な予防保全の実施による維持管理・運営コストの縮減を図ることが示されました。また、施設の老朽化状況を踏まえた安全性、行政サービスの提供の必要性を観点とした施設の評価を行い、統廃合や複合化、長寿命化など、各施設の今後の方向性が示されました。

今後は、「佐野市市有施設適正配置計画」に沿って、公立保育所の統廃合を進めるとともに、継続して運営する保育所については、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に努め、民間活力の活用や長寿命化の実施の組合せにより適正管理を行っていきます。

○ 保育所整備運営計画

本計画においても、施設整備の方向性で、民間活力の導入が課題として提起されています。「より効果的・効率的な保育所運営を行うためには、公立保育所と私立保育所の役割を踏まえ、多様な保育サービスを柔軟に提供できる民間活力の活用は必要不可欠なものとなっている。」と記載しており、今計画においては、さらに踏み込んだ検討を行う必要があります。

第3章 公立保育所と私立保育所の役割

児童福祉法において、市は保育を必要とする児童を保育する責務が規定されています。

市内において、公立保育所はその責務を担い、長年、働く保護者を支援する役割を果たしてきました。また、すこやか保育など特別な支援・サービスを必要とする子どもへの取組に先導的な役割を果たしてきました。

しかし、これらの保育の実施は市の直営によるもののほか、民間に委託することも可能となっており、子どもを保育する運営形態で保育サービスに大きな違いはないものと考えます。

それぞれに優位性があり、公立の特徴としては、組織的な基盤を背景として、これまで蓄積してきた専門知識やノウハウ、子育て支援の経験を活かした職員の活用継続性と安定性などがあげられます。

一方で、民間は各園で個性豊かで独創的な保育を実施し、時代が求めるサービスを迅速に提供しています。

本市では、現在の社会情勢を踏まえて、公立と民間の優位性を生かして、市内の保育環境の整備を進めていくことが求められています。

今後の本市の保育環境の整備及び保育サービスの向上において、意欲と保育の質を確保・維持できる能力を持った民間事業者の特徴ある保育所運営は、市民の選択肢を広げる上で、また、市の財政面からも有効であり、その参入が期待されます。

民間活力の導入にあたり、その前段として、公立保育所及び私立保育所の役割を明確化し、経費面の違いや、それぞれの特徴を活かすこととし、効率的な保育施設の展開を図る必要があります。公立保育所・私立保育所をバランスよく配置し、市全体の保育所整備を進めます。

1) 公立保育所の役割

公立保育所は、子育ての現場に一番近い行政機関として、地域の実情や課題を把握し、地域の保育課題に対応する役割を果たしていきます。

また、家庭における養育力の低下による保育困難世帯への問題等にも行政機関の連携・協力体制により、迅速な対応に努めます。

さらに、市の保育の実施義務の観点から、セーフティネットとしての役割を担い、配慮を要する子どもなどの保育体制の充実を図っていきます。

市内の保育環境を見渡すと、新たな保育施設である小規模保育事業所が開設されている状況にあります。公立保育所には、地域の模範となるとともに、地域の各保育事業者が設置主体を問わず互いに連携し、協力し合う関係を築き、本市全体の保育水準を上げるための調整役としての役割が求められます。

2) 私立保育所の役割

私立保育所は、効率的な運営に努めながら、地域のニーズに応じた多様な保育サービスを実施し、施設の新設・増設についても柔軟性・機動性を発揮しています。独自の保育理念や民間ならではの発想力を生かし、多様な保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応しています。

今後も、利用者ニーズに応じた開所時間の拡大、延長保育の拡充、休日保育の実施などが期待されます。

3) 佐野市の保育施設の現状

【佐野市の保育施設の施設数】

(施設)

種 類		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度) 見 込 み
保 育 所	公 立	1 5	1 5	1 5	1 3
	私 立	4	4	4	4
認定こども園		4	5	6	8
幼稚園		9	8	7	5
小規模保育事業所		4	4	9	1 2

上記の表からも分かるように、幼稚園が認定こども園に移行したことによる保育機能部分の利用定員の増や、小規模保育事業所の開設など、民間活力により、本市の保育施設数は、年々増加しています。しかしながら、保育所数において、公立と民間との比率は未だ公立の方が多く、民間活力の活用できる余地が充分に残されています。

◆◆◆◆ 佐野市の保育の理念について ◆◆◆◆

平成19(2007)年3月に本市は、「こどもの街宣言」を行いました。

- ・こどもは、人間として尊重される。
- ・こどもは、よい環境で育てられる。
- ・こどもは、自由に意見をいい、社会に参加する。

と掲げられ、佐野市のこどもがどのように育てられるか具体的に記載されています。

この理想の達成には、乳幼児が大半の時間を過ごす保育所の役割は大変重要であり、本市の保育所では、公立、民間の設置主体に関わらず、平成6(1994)年4月に国において批准した「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、改訂されてきた「保育所保育指針」を遵守し、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に推進することに一致して取り組んでいきます。

第4章 市内保育環境のあるべき姿

本市における保育施設の配置については、公立及び私立保育施設が地域の需要との関係からもバランス良く配置され、それぞれの特性を生かした保育を実施し、保育を希望する保護者が地域条件、家庭状況や仕事の事情などから、保育所を選択できるようになることが望めます。

今後、市内に配置される保育施設は類型として、次のように分けられます。

1) 公立保育所の「基幹的保育所*2」

公立保育所の中から、各地域で中核となり、地域の保育をリードしていく基幹的保育所を位置付けます。

佐野地区においては、市役所を中心に南東に位置する「あさぬま保育園」、北東に位置する「よねやま保育園」、北西に位置する「大橋保育園」、南西に位置する「あづま保育園」を基幹的保育所に位置付けます。

田沼地区においては、「たぬま保育園」を、葛生地区においては、「くずう保育園」を基幹的保育所とします。

基幹的保育所については、ほとんどが合併後に建設された園舎となっているため、施設等も時代に適合し、駐車場なども整備されており、時代が求める保育を提供できる施設環境が整備されています。

ただし、大橋保育園については、昭和57（1982）年3月建設で、建築後36年が経過しており、建替えの検討を必要とする年限となっています。

【基幹的保育所の位置図】



基幹的保育所*2・・・周辺地域での中心的役割を担い、近隣の私立保育所等と連携、交流、支援などを行い、保育の質の向上を図る保育所

2) 暫定的存続を図る公立保育所

待機児童が発生し、保留児童が存在する中、保育施設の量の確保が必要とされています。特に女性の社会進出と相まって、低年齢児の入園申込みが伸びている状況です。

しかし、一方で幼児人口は減少しており、佐野市人口ビジョンにおける推測においても平成37（2025）年までその傾向は続くと見込んでいます。市内においても3歳以上の需要については落ち着いている傾向が見受けられ、いずれかの段階で市内保育施設の提供する量は供給過剰となることが考えられます。

このことから、公立保育所の中で、園舎の耐用年数が未到来で施設の運用に支障がなく、基幹的保育所に位置付けをしない「伊勢山保育園」及び「ときわ保育園」については、暫定的に存続させ、保育の需給バランスを考慮し、園の閉鎖や他の用途への転換を図ります。

3) 公立保育所から「民間移管^{*3}」する保育所

従来の整備計画に整備内容が記載されていた公立保育所については、老朽化が進展しており、その早期の整備が求められています。

その整備を推進するため、民間活力を活用し、民設民営により整備を図っていきます。

4) 私立の保育施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業所）

私立保育所については、子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応し、保育サービスの提供に努めてきました。子ども・子育て支援新制度が開始され、今後も市内の保育の量と質の確保において、大きな役割を担っています。

認定こども園については、幼稚園からの移行が進まない状況にありましたが、平成30（2018）年4月に移行する2園によって、合計8園となりました。

新たな保育施設の類型である小規模保育事業所は、低年齢児の保育施設として、効果的な働きをしています。

このように、本市のこれらの私立保育施設の総力により、市内の保育環境は向上しているところです。しかし、女性の社会進出など不確定な要素が多くありますので、今後も地域の保育需要の増大などに対しては、事業計画に基づき、迅速に対応できる私立保育施設の設置などを視野に検討していきます。

民間移管^{*3}…老朽化した公立保育所を閉園し、その代わりとなる新設の私立保育所に在園児を引き継ぐこと。

第5章 民営化の推進に向けて

1) 公立保育所の民営化への基本方針

公立保育所の民営化にあたっては、「民間移管（民設民営）方式」により移行を図ります。

これからの本市の保育の質及び保育サービスの向上を図るためには、民営化された保育所は民間活力により、公立保育所は人材と限られた予算を基幹的保育所に集約することにより運営体制の強化を図っていくことが必要です。

今後、民営化に向けた事業者選定においては、公平性・透明性を確保しつつ、保育所保育指針などをしっかりと遵守し、高い能力を持つ事業者を選定できる仕組みを構築した上で、民間事業者の募集を行っていきます。

また、民営化に際しては、保護者や関係者の理解を図り、民間移管までの手続きにおいても、保護者や関係者の意見が反映できるような方法を検討していきます。

2) 民営化による市の財政効果

私立保育所の建設費に対する公的補助制度については、国が1/2、市が1/4を補助し、事業者が残りの1/4を負担する制度が設けられています。

一方、公立保育所の建設費については、国庫補助金の交付はなく、全額市の負担となります。

保育所運営費負担金についても、私立保育所には基準額に対して国から1/2、県から1/4の補助金が交付されますが、公立保育所には交付されません。

【佐野市の園児1人当たり保育を実施するのに要する費用】

平成28年度 (2016年度)	園児1人 当たりの経費	内 訳		
		保育料	運営費負担金	市負担
公立保育所	97,000円	17,000円	—	80,000円
私立保育所	91,000円	17,000円	42,000円	32,000円

私立保育所の園児1人当たりの運営経費は、公立保育所の園児1人当たりの運営経費より若干ですが低く抑えられており、市の負担額を比較すると、公立に要する費用の約4割程度となっています。

単純比較はできないものの、市の限られた財政状況の下、効率的な行政経営の推進を図るため、国からの補助金などを導入できる民間活力の活用は有効な手段であると言えます。

第6章 施設整備の具体的計画

1) 保育の量の確保方策

佐野市子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策が定められており、その整合性を図りつつ、必要とする保育施設の整備を図ります。そのため、市内の保育の量について、人口の動態を踏まえて把握し、量を推計し、地域的なバランスも踏まえて、対策を講じていきます。

<佐野市子ども・子育て支援事業計画の内容より転記>

		平成28年度（実績）					平成29年度（見込み）				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
		3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳
		教育	教育希望	保育	保育	保育	教育	教育希望	保育	保育	保育
①	量の見込み	1,331	398	1,118	260	709	1,303	390	1,093	252	690
②	特定教育・保育施設	775	345	1,383	204	662	775	345	1,383	204	662
	確認をうけない幼稚園	1,510	170	0	0	0	1,510	170	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	48	64	0	0	0	48	64
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	2,285	515	1,383	252	726	2,285	515	1,383	252	726
②	- ①	954	117	265	▲8	17	982	125	290	0	36

<佐野市子ども・子育て支援事業計画の見直し後の内容>

		平成30年度（見込み）					平成31年度（見込み）				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
		3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳
		教育	教育希望	保育	保育	保育	教育	教育希望	保育	保育	保育
②	量の見込み	1,406	0	1,316	291	793	1,265	0	1,312	288	788
②	特定教育・保育施設	1,013	0	1,316	178	622	894	0	1,312	182	625
	確認をうけない幼稚園	393	0	0	0	0	371	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	54	163	0	0	0	54	163
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	1,406	0	1,316	232	785	1,265	0	1,312	236	788
②	- ①	0	0	0	▲59	▲8	0	0	0	▲52	0

※ 0歳児、1歳児については、待機児童は解消するものの、保護者が特定の保育施設を希望しているなどの理由で入所できない保留児童が見込まれます。

2) 整備の方向性

(1) 公立保育所の民設民営による整備について

従来の計画に基づき、あづま保育園、よねやま保育園、あさぬま保育園と建替えを行ってきました。

今後の民間移管に際しての整備においても、これまでの計画を踏襲し、堀米・吉水保育園の統合以降の整備については、基本的な組合せをベースとしながら、地域の幼児人口の動向などを踏まえ、組合せの調整を行います。

なお、開園までには、園舎の建設、保育内容の引継ぎなど時間を要するため、開園の2年前の年度に事業者の公募を行い、事業者を決定していきます。

従来計画における 統合保育園の組合せ	新たな組合せ	見直し内容
堀米保育園 ● 吉水保育園 ●	堀米保育園 (単独整備)	堀米保育園について、民設民営により新園舎を整備する。
石塚保育園 ● 赤見城保育園 ● 新合保育園 ●	吉水保育園 石塚保育園 赤見城保育園	石塚、赤見城に吉水保育園を加え、統合し民設民営により新園舎を整備する。
	新合保育園は平成29(2017)年度末閉園	
赤坂保育園 ● 伊勢山保育園 ●	赤坂保育園 (単独整備)	赤坂保育園について、単独で民設民営により新園舎を整備する。
	伊勢山保育園	伊勢山保育園については、保育の需要がひっ迫している間、引き続き存続させる。

(2) 公立保育所（基幹的保育所）の建替えについて

基幹的保育所については、建設から10数年の経過となっており、新たな本市の整備施設基準に沿ったものとなっているため、引き続き維持管理に努めていきます。

大橋保育園については、市内の人権保育*⁴の拠点として開設され、現在もその拠点として重要な役割を担っています。ただし、施設については、建築後36年が経過し、老朽化が進んでいることから、基幹的保育所として運用していくため、建替えを計画していきます。

(3) 私立保育所、認定こども園及び小規模保育事業所について

待機児童対策として、認定こども園の移行を支援し、小規模保育事業所の新設を図っていますが、今後も低年齢児の保育希望者数の増加により、保育の量を拡充する必要がある場合は、人口動態を踏まえて、幼児人口の増加が見受けられる地区を中心として、更なる私立保育所や小規模保育事業所の新設も検討していきます。

人権保育*⁴…保育所保育指針で示される「人権を大切にすることを育てる」ため、実施される保育のこと。

この実施のため、保育士の研修機会の充実、組織的な研究体制の充実などを図っている。併せて保護者に対する啓発や地域における子育て支援なども行っている。

3) 保育所整備計画

具体的な佐野市の保育施設については、次のとおり計画します。

保育施設状況及び整備計画表

区分	園名	定員	建築年月	経過年数	整備方針	定員	目標年度		
							公募・計画	施設建設	開園
公立 保育所	堀 米	120	昭和52年3月 (1977)	41年	民営	—	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	①平成32年度 (2020)
	吉 水	70	昭和51年3月 (1976)	42年	統合 ↓ 民営	—	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)	②平成34年度 (2022)
	石 塚	90	昭和49年3月 (1974)	44年					
	赤見城	90	昭和50年4月 (1975)	43年					
	大 橋	120	昭和57年3月 (1982)	36年	建替え	120	平成31年度 (2019)～ 平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)	平成34年度 (2022)
	赤 坂	100	平成7年3月 (1995)	23年	民営	—	平成33年度 (2021)	平成34年度 (2022)	③平成35年度 (2023)
	伊勢山	100	昭和63年3月 (1988)	30年	(閉園)	(100)	今後の園児数の変動により 閉園時期を検討		
	ときわ	80	平成17年2月 (2005)	13年	(閉園)	(80)			
	くずう	120	平成16年3月 (2004)	14年		120			
	たぬま	120	平成20年3月 (2008)	10年		120			
	あづま	110	平成25年3月 (2013)	5年		110			
	よねやま	90	平成27年3月 (2015)	3年		90			
	あさぬま	126	平成30年3月 (2018)	0年		126			
		1,336				866			
	新 合	60	昭和54年3月 (1979)	39年	閉園	—	平成29(2017)年度末閉園		
区分	園名	定員	建築年月	経過年数	整備方針	定員	目標年度		
私立 保育所	飛 駒	50	昭和45年8月 (1970)	47年		50			
	救世軍佐野	110	昭和60年3月 (1985)	32年		110			
	風の子	90	平成8年2月 (1996)	21年		90			
	大 栗	90	平成16年4月 (2004)	13年		90			
	民 間					80	平成31(2019)年度開園予定		
	民 間					90	① 平成32(2020)年度開園予定		
	民 間					90	② 平成34(2022)年度開園予定		
	民 間					90	③ 平成35(2023)年度開園予定		
		340				690			

区分	園名	開設年月日	定員	備考
認定 こども 園	認定こども園あかみ幼稚園	平成19(2007)年4月	90	
	認定こども園メイプルキッズ	平成22(2010)年4月	60	
	認定こども園こぼと	平成24(2012)年4月	100	
	認定こども園育成館幼稚園	平成25(2013)年4月	80	平成30(2018)年4月 10名の定員増
	洗心幼稚園認定こども園	平成27(2015)年4月	70	
	認定こども園犬伏幼稚園	平成29(2017)年4月	69	
	認定こども園佐野たちばな幼稚園	平成30(2018)年4月	80	
	認定こども園明星幼稚園	平成30(2018)年4月	66	
			615	
区分	園名	開設年月日	定員	備考
小規模 保育事 業所	ちびっこランド	平成27(2015)年4月	19	
	ひよりキッズホーム	平成27(2015)年4月	19	
	ミミイ保育園	平成27(2015)年4月	19	
	はなな保育園(ひまわりハウス)	平成27(2015)年8月	19	
	あいおい保育園	平成29(2017)年4月	12	
	北総警保育センター	平成29(2017)年4月	19	
	ニチイキッズ	平成29(2017)年4月	19	
	クローバー保育園	平成29(2017)年4月	17	
	はなな保育園(たんぼぼハウス)	平成29(2017)年5月	19	
	あそぬま城くるみ保育園	平成30(2018)年4月	17	
	はなな保育園(すみれハウス)	平成30(2018)年4月	19	
	こどものまち保育園	平成30(2018)年4月	19	
			217	

資料：佐野市保育課〔平成30(2018)年4月見込み〕

4) 計画の進行管理

本計画の進捗状況については、佐野市のホームページやパンフレット「佐野市のほいく」に実施状況を公表します。

なお、保育施設の必要量については、上位計画となる事業計画における教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策において進行管理がされており、今後、国による保育制度の見直しや社会経済情勢等により保育施設の整備など需給関係については、事業計画において検討していくものとします。

第2次佐野市保育所整備運営計画

平成30年（2018年）3月

発行 佐野市

編集 佐野市こども福祉部保育課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

TEL 0283-20-3038

FAX 0283-24-2708

E-mail hoiku@city.sano.lg.jp

URL <http://www.city.sano.lg.jp>